

保連発1225第1号
令和7年12月25日

都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省保険局医療介護連携政策課長
（ 公 印 省 略 ）

第3期医療費適正化計画の実績評価に対する令和5（2023）年度実績の追記について

都道府県は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第12条第1項の規定に基づき、医療費適正化計画の終了年度の翌年度に計画の実績に関する評価（以下「実績評価」という。）を行うこととされています。

第3期医療費適正化計画の実績評価については、令和6年6月12日付け保連発0612第1号厚生労働省保険局医療介護連携政策課長通知「令和6年度に実施する第3期医療費適正化計画の実績評価に関する基本的な考え方について」に基づき、各都道府県において実施していただいたところ、特定健診・保健指導及び医療費の実績については、実績評価時点で確定している令和4（2022）年度実績を用いて評価を行い、令和5年（2023）年度実績が公表された後、各都道府県の実績評価に追記の上であらためて提出いただくこととしていたところです。

今般、2023年度分のこれらの実績が揃いましたので、下記のとおり実績評価への追記等をお願いします。

記

1. 追記方法について

第3期医療費適正化計画の実績評価に追記する2018年度の実績は、令和6年通知の別添にあるとおり、参考値として追記し、実績評価の更新や再評価までを行う必要はないこと（実績評価の更新や再評価の実施を妨げるものではない）。

2. 追記すべき事項について

以下の事項について、それぞれに示す出典から、2023年度の実績を追記すること。なお、実績評価に、各都道府県において独自に集計している数値等を記載している場合は、当該数値についても可能な限り2023年度の実績を追記すること。

(1) 特定健康診査・特定保健指導の実施率

- 厚生労働省HPで公表している「特定健康診査・特定保健指導・メタボリックシンドロームの状況（都道府県別一覧）」や「特定健康診査受診者数等の性・年齢階級・保険者種別ごとの分布（全国及び都道府県別一覧）」（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03092.html）を参照し、追記すること。

(2) メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率

- 令和7年12月10日付け保連発1210第1号厚生労働省保険局医療介護連携政策課長通知「第4期医療費適正化計画の作成及びPDCA管理様式等について」を发出した際にお送りしている、2008年度の値と比べたメタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率を計算したExcelファイルを参照し、追記すること。

(3) 国民医療費

- 厚生労働省HPで公表している「令和5年度国民医療費の概況」（<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-iryohi/23/index.html>）の統計表第7表や「医療費の地域差分析」（[医療費の地域差分析 | 厚生労働省](#)）の令和5年度の基礎データのシート21等を参照し、追記すること。

3. 報告について

2に掲げる事項の追記を行った第3期医療費適正化計画の実績評価について、各都道府県HPにおいて公表した後、2026年4月中に下記連絡先に報告

されたい。

報告に当たっては、実績評価を公表したウェブページのURL及び公表物（PDF等）を下記連絡先宛てにメールで送付すること。

(連絡先)

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
医療費適正化対策推進室

担当：鈴木・田中

TEL：03-3595-2164（直通）

E-mail：tekiseika01@mhlw.go.jp